

様式第1号（第7条関係）

審査基準・標準処理期間整理票

処分の内容	農業経営改善計画の認定
根拠法令 及び条項	農業経営基盤強化促進法 第12条第1項及び第5項
審査基準	☒ 有（第4条第1項に該当する場合を含む。） ☐ 無（根拠：第4条第2項第 号に該当）
	公表 ☒ する ☐ しない（公表しない場合の根拠：第7条第4項第 号に該当）
	【内容】 （※審査基準を公表する場合のみ記載すること。） （農業経営改善計画の認定等） 第十二条 第六条第五項の同意を得た市町村（以下「同意市町村」という。）の区域内において農業経営を営み、又は営もうとする者は、農林水産省令で定めるところにより、農業経営改善計画を作成し、これを同意市町村に提出して、当該農業経営改善計画が適当である旨の認定を受けることができる。 2～4 略 5 同意市町村は、第一項の認定の申請があつた場合において、その農業経営改善計画が次に掲げる要件に該当するものであると認めるときは、その認定をするものとする。 一 基本構想に照らし適切なものであること。 二 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。 三 その他農林水産省令で定める基準に適合するものであること。
	【その他の基準となる法令、通知等】 ○農業経営基盤強化促進法施行規則 （農業経営改善計画の認定基準） 第十四条 法第十二条第五項第三号の農林水産省令で定める基準は、次のとおりとする。 一 その農業経営改善計画の達成される見込みが確実であること。 二 その農業経営改善計画に法第十三条第二項に規定する関連事業者等（耕作又は養畜の事業を行う個人又は農地所有適格法人を除く。）が法第十二条第三項に規定する措置として当該農業経営改善計画を作成した者（農地所有適格法人であるものに限る。）に出資をする計画が含まれる場合にあっては、当該出資が次に掲げる要件に該当するものであること。 イ 当該農業経営改善計画を作成した者の農業経営の安定性の確保に支障を生じるおそれがないこと。 ロ 当該農業経営改善計画を作成した者が株式会社である場合にあっては、農地法第二条第三項第二号イからチまでに掲げる者以外の者（法第十三条第二項に規定する関連事業者等（耕作又は養畜の事業を行う個人又は農地所有適格法人に限る。）を除く。ハにおいて同じ。）の有する議決権の合計が総株主の議決権の二分の一以上となるものでないこと。

	ハ 当該農業経営改善計画を作成した者が持分会社（会社法（平成十七年法律第八十六号）第五百七十五条第一項に規定する持分会社をいう。）である場合にあっては、農地法第二条第三項第二号イからチまでに掲げる者以外の者の数が社員の総数の二分の一以上となるものでないこと。 三 その農業経営改善計画に、法第十二条第三項に規定する措置として、法第十三条第二項に規定する関連事業者等（法第十二条第一項の認定を受けた農地所有適格法人であつて、当該農業経営改善計画を作成した者（農地所有適格法人である株式会社に限る。）の総株主の議決権の過半を占めているものに限る。）の役員が当該農業経営改善計画を作成した者の農業経営の改善に寄与する者として当該農業経営改善計画を作成した者の理事等（農地法第二条第三項第三号に規定する理事等をいう。）を兼ねる計画が含まれる場合にあっては、当該役員が次に掲げる要件に該当するものであること。 イ 当該役員が当該関連事業者等の行う農業に常時従事する者であり、かつ、当該関連事業者等の株主であること。 ロ 当該役員が当該農業経営改善計画を作成した者の行う農業に年間三十日以上従事すること。 2 法第六条第五項の同意を得た市町村（以下「同意市町村」という。）が農業経営改善計画が前項第二号若しくは第三号に掲げる基準に適合するかどうかを判断しようとするとき又は前項第二号若しくは第三号に規定する計画が含まれる農業経営改善計画について法第十三条の二第三項の規定により意見を述べようとするときは、当該同意市町村の長は、農業委員会の意見を聴かなければならない。		
審査基準 設定年月日	令和6年2月5日	審査基準 最終変更年月日	年 月 日
標準処理期間	☒ 有(第6条において準用する第4条第1項に該当する場合を含む。) 期間（42日） ☐ 無(根拠：第6条において準用する第4条第2項第1号に該当)		
標準処理期間 設定年月日	令和6年2月5日	標準処理期間 最終変更年月日	年 月 日
所管部署	環境経済部 産業振興課		
備考			

注 許認可等をするかどうかの判断基準が法令又は条例等において具体的に規定し尽くされているため審査基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを審査基準の内容欄に記載すること。